第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル実施要領

１．　業務概要

（1）　業務名

第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務

（2）　業務の目的

別添の第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務仕様書のとおり

（3）　業務内容

別添の第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務仕様書のとおり

（4）　業務期間

契約締結日から令和９年３月２４日まで

（5）見積限度額

令和７年度業務分

調査事業委託業務

金２，３１９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）　を上限とする。

令和８年度業務分

策定支援業務

金２，９９２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

２．　実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

３．　参加資格要件

次の要件を満たす者とする。なお、参加者が参加要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（1）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（2）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。

（3）　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

（4）　プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格（役務の提供）（以下競争入札参加資格という。）を有している者であること。

（5）　いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（6）　いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（7）　個人情報保護方針が社内規定として整備されていること。

４．　審査日程

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① プロポーザル実施要領等の策定・公告	令和７年１１月７日（金）
② 質問書提出期限（受付締切）	令和７年１１月１２日（水）
③ 質問に対する回答期限	令和７年１１月１４日（金）
④ 参加申込書及び企画提案書提出期限（受付締切）	令和７年１１月２１日（金）
⑤ 審査会開催	令和７年１１月２７日（木）
⑥ 審査結果の通知	令和７年１２月４日（木）
⑦ 委託契約の締結	令和７年１２月　予定
⑧ 審査結果等の公表	令和７年１２月　予定

５．　参加方法

（1）　提出書類

以下に掲げる書類を提出するものとし、指定様式については、町公式ホームページにて配布する。指定なきものは A4 サイズの任意様式とする。

	提出書類	部数	備考
1	参加申込書	１部	別紙様式第２号による。
2	業務受託実績書	１部	別紙様式第３号による。
3	企画提案書	１部	別紙様式第４号による。
4	管理責任者（技術責任者）調書	１部	別紙様式第５号による。
5	業務実施体系図	１部	別紙様式第６号による。
6	業務の実施方法及び手法	５部	以下を記載すること ・仕様書に基づく事業の具体的な実施手法 ・事業スケジュール ・地域福祉計画策定業務実績など
7	個人情報に関する社内規定書類または第三者認定認証書類	５部	複写可
8	事業所概要	５部	事業所パンフレットでも可
9	見積書	１部	・金額及び内訳を記載すること（できる限り細かく明示し、各種費用の単価、内訳及び金額の根拠を記載）

（2）　提出期限

令和７年１１月２１日（金）午後５時まで

（3）　提出先

いの町ほけん福祉課　〒781-2110　いの町 1400　すこやかセンター伊野内

（4）　提出方法

郵送又は持参

※　郵送の場合は、提出期限必着とする。また、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

※　持参の場合は、平日午前９時～午後５時のみ受け付ける。

６．　提案の審査方法

企画提案書等の審査は、当町が設置する「第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル審査委員会」が「第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル方式評価項目及び評価基準」に基づき、提案書による書類審査及びプレゼンテーションを行い、受託候補者を決定する。

なお、審査は非公開とし、参加を申し込んだ事業者が１社であっても、審査会は実施する。

７．　事業者選定及び審査結果

（1）　審査方法

審査については、企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）を審査基準に基づき総合的に評価し、決定する。

プレゼンテーションの参加人数は、各事業所につき３人以内とする。

プロジェクター及びスクリーンは当町が準備する。

① 日 時　　令和７年１１月２７日（木）午前９時から
　　（１社あたり提案説明２０分、質疑応答１０分）

② 場 所　　すこやかセンター伊野　大会議室

※説明の順番、時間については当町が提出書類を受理した順により決定し、追って通知する。

③審査員　「第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要領」に定めた４名（当該４期計画内容に関連する担当課長等）

④審査基準（評価項目及び評価基準）

評価項目	評価事項	評価（点）
１．基本的事項	・業務の趣旨を十分に理解し、本町と連携して業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。	５
２．実施体制	・業務に対する組織体制・人員配置は適正であるか。また、業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。 ・本町との協議を速やかに実施できる体制であるか。	２５
	・個人情報の管理が適切に行われているか。	５
３．業務実績	・過去の同種・類似の業務実績等から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。	１０
４．企画提案	〈課題分析等〉 ・本町の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。また、本町の現状や各種関連計画を踏まえた上での評価となっているか。 〈施策反映・進捗管理〉 ・第４期計画策定後の実践につながる実施内容、実施方法（プロセス）となっているか。	５５

	〈国等の動向把握〉 ・第４期計画の策定にあたり論点となることが見込まれる事項を適切に捉えているか。 ・国や他の自治体の動向（先進地事例）を踏まえた提案とされているのか。 〈提案の独自性〉 ・本町が仕様書以外に提示している以外のことについて、業務達成に有意義な独自の提案がされているか。	
	合　計	１００

（2）　審査結果の通知

審査結果は、令和７年１２月４日（木）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付する。

（3）　優先交渉権者の決定

審査後、選定者と提案書等の内容をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行う。この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとする。

（4）　提案内容の調整

受託候補者が提出した企画提案書等の記載内容が、原則として事業実施時の実施内容となるが、本事業の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

８．　本件に関する問合せ等

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式１）によるものとし、電子メール又はＦＡＸで受付を行う。質問内容及び回答については、候補者全員に通知した後、町公式ホームページで公表する。

※確認ミス防止のため、送信後に送信した旨を電話連絡すること。

問合期限　　令和７年１１月１２日（水）午後５時まで

回 答 日　　令和７年１１月１４日（金）を期限として公表

９．　留意事項

（1）　提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても提案書を受理することはできない。

（2）　予算規模の上限額を超えた見積額を提示した企画提案は、審査対象から除外する。

（3）　提案書等の提出書類の作成に係る費用については、提出者の負担とし参加報酬（報償費）等は支払わない。

（4）　提出された提案書等は返却しない。

（5）　提出された提案書は必要に応じて複写（ほけん福祉課担当職員に限る。）する。

（6）　提出期限以降の提案書類等の差替え及び再提出は認めない。

（7）　提案書等の提出書類は、いの町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当に利益を害すると認められる情報は、同条例第６条第１項第３号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式第２号に添付し提出することとする。開示、非開示の判断は、様式第２号により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき当町が客観的に判断することとする。

⑻　提出された書類等の記載事項が虚偽であることが判明した場合、その時点で失格とする。

（9）　参加業者が複数でない場合においても、提出書類からその内容及び能力について検討し、業務委託実施を行うかを判断する。

１０．　問い合わせ先

所在地　　〒781-2110　高知県吾川郡いの町 1400　すこやかセンター伊野内
担当部署　いの町ほけん福祉課　担当　山中
電話番号　　０８８－８９３－３８１０
FAX 番号　　０８８－８９３－１１０１
Ｅ－ｍａｉｌ　hokenhukushi@town.ino.lg.jp